帝国議会における新聞紙条例改正論議とその歴史的意義

―議会開設から改正実現まで―

真辺美佐

はじめに

新聞紙条例は、明治期の新聞統制・言論統制においてもっとも中心的役割を果たした法令である。出版法制史研究の第一人者である浅岡邦雄氏が指摘しているところであるが[1]、当時の言論統制とりわけその中核をなしていた検閲は新聞を中心に行なわれていた。新聞紙条例は一八七五（明治八）年に太政官布告として出され、その後たびたびの改正を経た。議会開設後は議会で改廃の議論が重ねられるようになり、一八九七（明治三〇）年に一部改正が実現、そして一九〇九（明治四二）年には新聞紙法成立により廃止されることになる。なかでも、一八八七（明治二〇）年の新聞紙条例は発行許可制から届出制への改正が盛り込まれ、また議会開設後の一八九七年の改正では、行政処分による発行禁停止条項が削除されるなど、全体として言論規制緩和の方向へと改正が進められる流れであった。にもかかわらず、一九〇九年に制定された新聞紙法においては、再び行政処分が復活するなど規制が強化される改正となった。

従来の言論統制・メディア統制に関する研究において、一八七五年と一八八三（明治一六）年の新聞紙条例については、政府による言論統制という文脈の中で多くの分析・検討がなされている[2]。また一八八七年の新聞紙条例については、奥平康弘氏が条約改正問題という外交問題との関係に注目し、政治史的な考察を加えられている[3]。さらに一九〇九年の新聞紙法案については、一八九七年から一九〇九年への改悪が焦点となり、内川芳美氏などにより詳細な検討がなされている[4]。

一方、一八九七年の新聞紙条例改正は、一般に「行政処分権の廃止もしくは縮小を企図したもの」であり「日本における言論統制史上画期的な意義をもつ」ものとして評価されている[5]にもかかわらず、そこに至る過程については、その改正の「前哨戦としての意味」を持つ『二十六世紀』事件を言論史的・政治史的に考察する研究は存在するが[6]、新聞紙条例改正に至るまでの、議会における条例改廃の論議に焦点が当てられることは少なかった[7]。

本稿では、以上のように研究史上詳細な検討が加えられていない、議会開設以降一八九七年に至るまでの、議会における新聞紙条例改正に関する討議の過程を検討対象とする。議会開設の一八九〇（明治二三）年から一八九七年まで、議場において新聞紙条例改正に関する議論は継続的に審議されており、新聞紙条例の改正は出版条例や集会条例の改正よりも重視されていた。にもかかわらず、第四議会中の一八九三（明治二六）年二月に、出版法・版権法、集会及政社法が先に成立する。しかも出版法・版権法の条文には「新聞紙法」の文字が盛り込まれており、新聞紙法の成立が織り込まれていたにもかかわらず、結局、新聞紙法案は同議会において成立をみなかったのである。そして一八九七年（第一〇議会）に、ようやく条例改正という形で改正が実現した[8]。以上のように、新聞紙条例改正は、議員によって他の言論関係条例の改正よりも重視されていたにもかかわらず、その改正のハードルが高く、改正の実現に時間がかかったのであった。果たして新聞紙条例改正はなぜこれほど重視され、かつ、それにもかかわらず、なかなか改正が実現しなかったのか。この理由を探るためにも、議会における新聞紙条例改正論議の分析は不可欠だと考える。なお、一八九七年の改正実現後は、議

会においてほとんど改正の議論が行われなくなる（議案提出件数は一八九七年までは計一九件であるのに対し、一八九七年以降明治末年までに四件、大正期は五件、昭和期は一件[9]）。このことから、一八九七年の新聞紙条例の改正は、議会にとって懸案ともいうべき重要課題が解決されたものであったと考えることができる。

なお、審議の場となる議会、とりわけその議論の主体となった自由党をはじめとする諸政党に関する政治史的な研究の蓄積は非常に多いが[10]、従来の研究は、予算問題や条約改正問題の分析を通じて、藩閥政府と政党との関係のあり方を明らかにするという視点からの研究が中心をなしてきた。確かに、予算問題や条約改正問題は、当該期の最重要事項であり、これらの検討が重要であることは言うまでもない。しかしながら、議場においては、それ以外の案件も議会に提出され、活発な議論も行われているのであり、それらの分析なしに、議会史・政党史の全体像は描けないのではないだろうか。なかでも、新聞紙条例の改廃は、自由党・立憲改進党（以下改進党と略す）が「準備政党」と呼ばれた議会開設以前から、優先順位の高い要求として掲げていたものであり、前述したとおり、議会開設後も熱心に継続的に議題とされた重要案件であったのであり、この議論を抜きにして、議会政治史を語ることはできないと考える。筆者はこれまで、自由民権期から議会開設後における板垣退助の政党指導を検討してきたが[11]、この時期の政党や議会政治史を考えるうえでも、この問題の検討は避けて通ることはできないものであると考える。

以上の問題意識から、本稿では、一八九〇年の議会開設から一八九七年の新聞紙条例改正にいたるまでの、帝国議会における新聞紙条例改正論議を政治状況と呼応させて分析し、その上で、改正論議の歴史的意義を問うこととしたい。そのことは、一八九七年以降、新聞紙条例改正の議論が行われなくなるのは何故かという問題を解明するための前段階の作業ともなりうるであろう[12]。

一　民党合意形成過程―第一～三議会期―

第一議会の衆議院において「新聞紙法案」は二件提出されている。一件は、一八九〇（明治二三）年一二月一八日に立憲自由党の末広重恭から提出されたものであり、もう一件は、一八九一（明治二四）年一月八日に改進党の箕浦勝人から提出されたものである。

このうち、特に大きな問題を惹起したのは、前者の末広案であった。すなわち、末広の提出案は、議会開会前に立憲自由党の評議員会が党議[13]として決議したものとは異なる内容を持つ案だったことから、党内で大きな紛議が発生するのである。当時、立憲自由党の指導部たる評議員の多くは、議席を持たない党員が占めており、そうした院外の主導によって定められた党議において、「発行停止を廃する事」[14]「保証金を廃する事」「体刑を廃する事」が盛り込まれていた。しかし末広にとっては、弥生倶楽部（立憲自由党系院内会派）内に政務調査委員が設置され、末広ほか議員がその委員に任命されていたにもかかわらず、それを無視する形で院外を中心とする評議員会が頭ごなしに党議なるものを押し付けてきたことに対して、反感があった。そこで独自に、軽禁錮刑（体刑）を残した「新聞紙法案」を提出したのである[15]。末広によれば、現今の日本の状況においては、発行人と編輯人に何等かの責任を負わせる必要があり、「体刑」の規定を残すのは致し方なく、評議員が定めるような急進的な方針では、法案は成立しえないし、いたずらに政府や吏党との対立を煽ることになる、それよりは実現可能な範囲で法案の可決を目指すべきであると主張したのであった[16]。党内では、当然ながら末広の法案取り下げを求める動きが起こり、問題化することとなった[17]。弥生倶楽部の整理委員と党幹事は、末広と末広案反対派の党員との間を取り持つよう奔走するも、一八九〇年一二月二一日の弥生倶楽部総会で、末広提出の新聞紙法案の取り下げを決定した[18]。末広は弥生倶楽部の整理委員と二度にわたり直談判を行うも、取り下げの方針は撤回されず、さらに翌

年一月一四日、立憲自由党常議員会は、末広が党議に反する法案を提出し、かつそれに固執したとして、末広の除名処分を決定した[19]。末広は除名通知書が届けられる前に脱党届を提出する[20]。以上のように、立憲自由党では、党議拘束をめぐり院内と院外の対立が生じており、その背景には、議会において、藩閥政府打倒を主たる目的として強硬姿勢を貫くのか、それとも政府に対していたずらな対決姿勢を取るのは避け、漸進主義的・現実的な路線を取るのかという、政党の目指すべき方向に関する意見の対立構造が存在していた。その結果、党としてのまとまった議案・方向性を打ち出せなかったのである。

一方、改進党の箕浦勝人が提出した「新聞紙法案」は、行政処分による「発行停止を廃する事」「保証金を廃する事」を中心にしたもので、党内で意見を取りまとめたうえで提出されていたが、結局、第一議会では、予算案の審議に大部分の時間が割かれたために審議未了に終わり、第二議会への課題として持ち越された。

第一議会閉会後の一八九一年三月二〇日、立憲自由党は第一議会の反省を踏まえ、組織改革を行い、併せて党名も自由党へと改称した。この組織改革によって、かつての立憲自由党が、党首を置かず、幹事五名を筆頭役員とする党体制を取っていたのに対し、自由党は、党首（板垣退助）を置き、議員のみで党議を決定することを可能としたのだった[21]。

第二議会開会前の一〇月一五日、自由党は党大会で第二議会に対する党議を決定、第一議題[22]として「新聞条例改正」を掲げ、「発行停止を廃する事」「保証金を廃する事」「刑罰を緩にする事」を改正項目の焦点とした[23]。第一議会では「体刑を廃する事」が改正条件であったが、第二議会では、「体刑」を残す形で、「刑罰を緩にする事」と漸進的な改正条件としている点に注目しておきたい。党の意思決定機関における議員の力が強くなったことで、こうしたことが可能になったのであった。

そんな折、自由党党首板垣退助に対し、改進党党員犬養毅を通じて改進党党首格の大隈重信から会談の申し入れがあり、両者間での会談が行われることとなった。これにより自由党と改進党との聯合が成立し[24]、第二議会開会後の一一月三

○日には、改進党の箕浦勝人と自由党の藤野政高など民党合同による「新聞紙法案」の提出がなされた。改正案には「発行停止の廃止」「保証金の廃止」「刑罰軽減」（罰金の減額、軽禁錮の短縮など）が盛り込まれた。

一二月二日の衆議院第二読会[25]で、政府委員の白根専一は、一八八七（明治二〇）年の新聞紙条例は「危害ヲ未発ニ予防スル」ために制定されたものであり、特に行政による発行禁停止処分は、「過激破壊的ノ言論ヲ防止スルタメニ、最モ必要的ノモノ」であって、「改正案ハ現今我国ノ状況ニ照シマシテ、ドウシテモ之ハ本官ハ適応シナイモノ」と反対意見を述べた。しかしながら自由倶楽部の植木枝盛（元立憲自由党員。一二月二七日には自由党に復帰）から特別委員に付託することが提案され、その提案が賛成多数を得[26]、そこで選ばれた特別委員[27]により修正案が作成された。修正案においては、字句の修正こそ行われたものの、「発行停止の廃止」「保証金の廃止」「刑罰軽減」の基本路線を変えるものではなく、これが一二月一四日の衆議院第三読会で可決された[28]。法案は貴族院に送られ、一二月一九日、第一読会[29]で議題とされた。政府委員の小松原英太郎は、①「国家社会ノ安寧秩序」のため、「行政上ノ予防処分」の役割を果たす「発行禁停止ノ処分」の「全廃」は認められないこと、②「保証金ヲ納ムル箇条ヲ削除」することは、「容易ニ新聞紙ヲ発行スルコトガ出来」、「猥リニ詭激敗徳ノ言論ヲ弄ブ」ことにつながり、例えば選挙競争のときに、一時的に新聞紙を発行して反対側の人物を中傷したり、人心を扇動する利器にしたりして、社会が混乱をきたすことになるので認められないこと、③刑罰の軽減については、「新聞紙ハ社会ニ対スルノ勢力ノ大ナルモノデアリマスカラ新聞紙ニ関スル犯罪ハ其害毒ヲ流スコトガ甚ダ大ナルモノデアル故ニ之ニ対スル刑罰モ亦相当効力ノアルモノデナケレバナルマイ」と述べ、衆議院での白根同様に反対意見を述べた。結局、貴族院では特別委員に付託することになったが、予算問題をはじめとする民党と政府との対決姿勢の硬化のために、議会は早々に解散され、貴族院では審議未了のままとなった。

第二議会解散後の第二回衆議院総選挙（一八九二〔明治二五〕年二月一五日）に際し、選挙干渉が行われ、その後それを批判した多くの新聞に発行停止処分が下った[30]。四月二五日の自由党臨時大会では、「三条例改正案」を急要議案として

提出することが確認され[31]、第三議会でも、五月七日、改進党（箕浦勝人）・自由党（鈴木重遠・河野広中・立川興・岡崎邦輔）合同による「新聞紙法案」が提出された。

五月一三日の衆議院第一読会[32]では、法案提出者を代表して箕浦勝人が次のような説明を行った。まず一八八七（明治二〇）年の新聞紙条例は、憲法制定・議会開設前の「専制政治ノ遺物」であり、今は「立憲政体ニナッテ立憲政体ハ即チ言論ノ政体デアル」から、その時の社会の進度に応じて法律を作り直さなければならないと述べた。その上で、「言論ノ自由」については、憲法第二九条「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」という条文によって「保証サレテ居ル」が、「去リナガラ法律ノ範囲内ニ於テデアル、ソレ故ニ其範囲ガ狭カッタナラバ、憲法第二十九条ノ精神ハ十分貫カナイノデアル」と論じ、重要な改正点として、（第一）「発行届出ノ期日ヲ短クスルコト」、（第二）「保証金ヲ廃スルコト」、（第三）「発行停止ト云フ行政処分ヲ廃スル」ことを挙げた。そして改正すべき理由として、（第一）については、現行条例は、新聞紙を発行する場合、発行日より二週間前に届け出なければならないことを規定しているが、それは許可制だった頃の条例を踏襲しているだけで、今や許可制から届出制へと改正されているため、発行日より二週間前に届け出る必要がないこと、（第二）については、第二議会での政府委員に対する反論として、保証金の有無で、犯罪や新聞の乱発が防げるわけではなく、新聞の良し悪しが決まるわけでもないことを述べ、言論の自由という点からも廃止した方が良いことと説明した。（第三）については、「行政処分」による「発行停止」は、発行停止基準が行政官の裁量権の範囲内にあるために「漠然」としており「行政権ノ濫用ニ陥リ易イ」こと、ゆえに、一定の基準に拠ってなされる司法処分（刑法）だけで十分であること、さらに発行停止処分は、新聞の経営に大きな打撃を与えること、治安妨害の処分が必要なら、「差押ヘテ其頒布ヲ止メルノガ、適当ノ法デアル」と述べた。そして衆議院では、次の読会を省略して可決し、法案は貴族院に送付された。

貴族院では、五月二四日、第一読会[33]で法案が議題に上った。小沢武雄の発議により、審査を付託すべき特別委員を各部

で選挙することとなるが、その後、貴族院では、六月一一日、一三日、一四日と議題に上るも審議されることはなく[34]、そのまま閉会を迎えてしまう。このようなかたちで法案を握り潰した貴族院に対し、衆議院の側では、立憲政体としてあるまじき態度だとする批判の声が上がった[35]。

このように第三議会に入ると、衆議院では、新聞紙条例をはじめとする言論統制の緩和を最重要課題とみなすのみならず、その改正理由をより明確にし、第二議会での政府委員の答弁に対しても明確な反論を行うなど、民党の側の改正意見に深まりが見られた。このように第三議会では、予算案だけではなく、新聞紙法案の議論も本格的な議論が展開されていることが確認できる。その背景には、三度の議会の経験によって政党の側の議論が成熟してきたということに加え、佐々木隆氏が指摘するように、政府側（第一次松方内閣）に、言論・集会の規制緩和を代償に、民党との妥協を図ろうという動きが見え始めていたこと[36]も無関係ではないだろう。

以上、本節を小括すると、議会開設後の第一議会期、立憲自由党は政党内の軋轢によりまとまった議案すら提出できずに終わってしまうが、第二議会期では、その反省を踏まえ、党組織改革を経て、党内の意見がまとまるだけでなく、党を超えて改進党と議案がまとまり、「民党」合同の法案として衆議院で可決するまでに至っていた。しかし、このような「民党」の団結力は、政府との対決姿勢の硬化とも表裏一体であり、その結果、早々の議会解散へとつながってしまう。第三議会では、民党の意見を統一するだけではなく、政府への論理的な反論を提示するなど、議場での論戦においてそれまでよりも深い議論が展開された。しかしながら、貴族院では放置されて審議未了となり、第四議会に持ち越され、次なる課題として貴族院対策が浮上してくることになる。

二　法案通過のための戦法模索―第四～六議会期―

一八九二（明治二五）年八月八日、第四議会を前に、民党に理解を示すと前評判のあった伊藤博文が組閣した。しかし、その評判とは裏腹に、新聞・雑誌に対し多くの発行停止処分が下された[37]。一一月一五日の自由党大会では、第四議会でも新聞条例改正を提出することが確認され[38]、一一月二九日の議会開会と同時に、改進党の箕浦勝人を代表として「新聞紙条例改正案」が提出された。内容は、第三議会時に貴族院に提出されたものと同じものであったが、ここで注目されるのは、これまでのように「新聞紙法案」ではなく「新聞紙条例改正案」として提出されたことである。

一二月三日の衆議院第一読会[39]で、箕浦勝人は、第三議会における貴族院の態度を批判した上で、「此度ハ何卒速ニ特別委員ニ之ヲ付セラレ、其特別委員ニ於テハ、政府委員ノ出席ヲ求メテ互ニ十分研究ヲ遂ゲ、練リニ練リ上ゲテ完全ナル雙方ノ満足スル結果ヲ得テ、既ニ貴族院ニ廻シタ以上ハ、最早此度ハ三十日ハ愚カ三日モ費サズシテ、貴族院ニ於テ可決スルコトガ出来ル程ノ品物ニシテ向フニ渡シタイト考ヘマス」と主張した。自由党の野出鋪三郎の提案で「集会及政社法」と同じ特別委員に付託することとなり、同日、特別委員九名が選ばれ、それ以来、九日まで毎日調査が行われた。結果は、一五日、第一読会の続きとして特別委員長[40]からの報告として伝えられたが、この特別委員による修正案は、これまでの案に大幅な修正が加えられたものであった。それによれば、①「保証金」の存続、②「発行停止」の存置、ただし、発行停止は一週間とすること、③陸海軍大臣が軍機軍略に関する記載を禁ずることが出来るように、外務大臣が外交に関する記載を禁じることが出来るようにすることというもので、これまでの提出案とは異なり、現状の新聞紙条例の維持に均しく、かつ規制項目を追加するものであった。このような修正案となった理由は「新聞紙ト云フモノハ他ノ営業トハ一種特別ノモノデアッテ、此営業ヲシテ居ル新聞紙ニ記載シタコトノタメニ、一時ニ数千数万ノ人ニ種々ナル影響ヲ及ボスコ

トモアル」と考えたことによると説明された。しかし実際のところ、このような修正案となったのは、貴族院の同意可能な修正案を模索した結果であった[41]。この特別委員による修正案は、自由党・改進党・同盟倶楽部の同意を得て決議されたものであったが、修正案を衆議院本会議で報告する段階になって、改進党・同盟倶楽部は、より多くの規制廃止を求める世論の影響を受けて急遽反対に回り[42]、修正案は本会議で否決されることとなった。自由党は、改進党と同盟倶楽部の翻意に憤るが、改正を実現させるため、止むなく原案（当初の提出案）に賛成することとなる[43]。このことを引き金に、以降、自由党と改進党との対立が表面化するのである[44]。

いずれにしろ、箕浦勝人ら提出の「新聞紙条例改正案」には修正が加えられないまま、貴族院の議題に上ることとなった。貴族院では一二月一九日、近衛篤麿の動議により、特別委員を議長が指名することとなり[45]、一八九三（明治二六）年一月九日、第一読会の続き[46]として特別委員長の近衛から貴族院特別委員による修正案が報告された。それによれば、①「新聞ト云フモノハ」「誠ニ重イ責任ヲ有ッテ居ルモノデ其責任ハ即チ社会ヲ誘導スル任ト云フモノヲ有ッテ居ル」ものであり、「濫発」の「弊害」を防ぐためにも「保証金」は必要であること、また「保証金」は「正当ナル新聞社ヲ保護スルタメニ設ケタモノデアッテ、決シテ言論ヲ束縛スルタメニ拵ヘタモノデハナイ」こと、②「発行禁停止」は、「今日ノ社会ハ決シテ夫レ程信用スベキ社会デハナイ」ので必要である（つまり発行禁停止項目を復活させる）こと、③発行届出の期日は、届出制となった今となっては現行法の二週間は長いので、「五日」にすること、④刑については、現行法に戻したこと、⑤特別委員修正の第一八条に新たに第四項を追加して、「一ノ新聞社ニシテ二種以上ノ新聞紙ヲ発行シ内務大臣ニ於テ其性質体裁相同シキモノト認ムルトキハ其一種ヲ停止スルトキ同一ノ期日間其余ヲ停止スルコトヲ得」を設けたこと、⑥「近頃ノ女子ハ生意気ニナッテ宜クナイコトガ大分アル」という意見が出たことなどから、「満二十歳以上ノ男子ニ非サレハ発行人編輯人印刷人トナルコトヲ得ス」と修正したことが報告された。

また同じく特別委員の清浦奎吾から追加説明がなされ、今回貴族院が新たな条として付け加えた「第二十一条　外務大

臣ハ特ニ命令ヲ発シテ外交ニ関スル事項ノ記載ヲ禁スル」ことについて、言論は自由であっても、「無限ノ自由デハナイ」、「法律ノ定メタル範囲内ニ於テ定メタル自由」であり、「一国の治乱安危」を犠牲にする自由ではないとされ、湖南事件（大津事件）の際にも外交関連記事を事前検閲する緊急勅令が出されたように、この条項の必要性は証明済みだと説明された。しかし、安寧秩序の妨害や風俗の壊乱につながる記事がなくなる時代が来れば、「発行停止」の箇条を削除できるとも付け加えられた。

貴族院での議論で注目されるのは、特別委員や議員が一枚岩であったわけではないということである。例えば、特別委員の松本信正・三浦安・長谷川貞雄は、「治安妨害風俗壊乱」のための懲罰は刑法にもあり、新聞紙条例中にも罰則があるので、行政官による処分は必要ないとの意見であった。また、議員の谷干城は「憲法ノ自由ヲ許サレ、憲法政治ノ世ニ実施ニナッタ暁ニ此禁止停止ナドノ如キ甚シイ条ノ存スルト云フハ如何ニモ憲法ノ精神上ニ於テ有ルベカラザル事柄タル」「単ニ此新聞デ多少論ジタ事柄ハ鞏固ナル政府ノ治安ニ妨害スルト云フ程ナコトハ私ハアルマイト考ヘル」と、発行禁停止の条は、憲法の精神に悖るものであり、また新聞の議論で揺らぐような政府でもあるまいとして、特別委員の修正案に反対する立場を取った。これに対し、鳥尾小弥太は、「憲法ハ詰マリ政治上ノ政権ノ作用ヲ規定サレタモノデアル、…法律ヲ以テデナケレバ出来ヌト云フノガ憲法ノ精神デアル、…新聞条例ハ一種ノ法律デアッテ此法律ノ条例ニ依ッテ新聞紙ヲ或ハ停止シ若クハ禁止スル、是レガ何ノ憲法ノ精神ニ戻ッテ居マスカ」と、新聞紙条例は憲法の規定に従った法律であり、憲法の精神に戻ってはいないと反論した。しかしこのように述べる鳥尾も、第二読会では第一八条第四項目「一ノ新聞社ニシテ二種以上ノ新聞紙ヲ発行シ内務大臣ニ於テ其性質体裁相同シキモノト認ムルトキハ其一種ヲ停止スルトキ同一ノ期日間其余ヲ停止スルコトヲ得停止ノ期日間ニ於テ新ニ他ノ新聞紙ヲ発行シ又ハ発行セントスルトキ亦同シ」は削除すべきであるとの動議を提出し、渡正元・西五辻文仲・三浦安・小沢武雄が賛成側に加わった。特に三浦からは、「官権濫用ヲ以テ選挙ニ干渉シ選挙干渉ノ当時ニ作悪ヲ説ク新聞ヲバ停止スルニ至ッテハ公平ト言ヘマセウカ」と、第二回総

選挙における選挙干渉を批判する新聞に対し発行停止処分が行われていることについても批判の言が述べられた。

翌一〇日の第二読会の続き[47]において、この第一八条第四項目が焦点となり、山脇玄からは「発行前ニ此検閲ノ制度ヲ設ケルト云フコトハ、此保安条例ノ場合ノ外ニハ到底今日ノ世界デハ出来マセヌ」から、「予防処分」「極警察上必要ナ処分」として、その必要性が説かれた。一方、谷干城は、依然、行政による発行禁停止処分を規定する第一八条自体が不必要であると主張した。

政府委員である末松謙澄は、第四議会で成立することとなる出版法・版権法を議会最初期から提案する側であったにもかかわらず、新聞紙条例の改正に関しては反対の姿勢を示し、出版の自由で知られる英国でも、行政による（発行）「禁止」処分はあり、言論の自由を唱える仏国においても、「共和党ノ盛ンナル時ニ出来タ」出版条例に「困却ガ生ジテ来」ているという例を挙げ、新聞紙が発行されて間もない日本が、「日本ノ新聞ヲ徐々トシテ進メテ日本ノ新聞紙条例ヲ徐々ト改正致スコトニ付テハマダ前途ハ長」く、「一足飛ノ改正」を行うことがないことを希望すると述べた。

結局、特別委員による修正案が可決し、最終的に、特別委員修正案に対し更なる修正が求められたのは次の二点であった。すなわち、①第二五条第三項目「第一条第三条第四条ノ届出ヲ為スモ実ヲ以テセサルトキハ発行人ヲ十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス」を「第一条第三条第四条ノ届出ヲ為スモ実ヲ以テセサルトキハ罰前項（五円以上五十円以下）ニ同シ」というように修正案より減刑すること、②第二九条「政体ヲ変壊シ国憲ヲ紊乱セントスル論説ヲ記載シタルトキハ発行人編輯人ヲ二月以上二年以下ノ軽禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス」の「発行人編輯人」に「印刷人」を加え、罰金対象を広げることであった。それ以外は特別委員修正案が可決し、同日（一月一〇日）、第三読会で、第二読会の決定を可決した。

一月一六日、衆議院では、貴族院から回付された衆議院提出の新聞紙条例改正修正案が議題となり[48]、改進党の丸山名政は、貴族院修正案第一八条中の「発行停止」を衆議院で同意できないとして協議会開会を発議し、また加藤平四郎（自由

党）・大岡育造（改進党）なども到底同意できないと主張した。同じ頃、『立憲改進党党報』では、新聞紙条例中の「発行停止」箇条に同意できない理由が論じられた[49]。それによれば、憲法発布以来、立法・行政・司法の権限が明確に分かれており、治安妨害と風俗壊乱による懲罰は「司法」が行うものであり、「行政」が行うものではないという。現に刑法の中にそれに相当する罰条がすでにある以上、新聞紙条例中に行政による罰条を設ける必要はなく、このような箇条を残していれば、欧米諸国から専制の余弊とみなされ、外国交渉の上にも影響があると論じられた。

結局、衆議院では、貴族院修正案は否決され、二月二五日・二七日に両院協議会が開かれたが、「発行停止」項目存置の貴族院案が通過し[50]、二月二八日には衆議院で両院協議会の新聞紙法案が否決された[51]。結果、第四議会は衆議院・貴族院で折り合うことなく、閉会に至る。

以上のように、第四議会では、新聞紙条例をめぐり両院が本格的に対決することとなった。しかし、政府・貴族院対衆議院という単純な対立構造ではなく、貴族院も衆議院もそれぞれ一枚岩ではなく、衆議院の中でも、実現可能な方法を模索し、「法案」ではなく「条例改正案」として提出し、貴族院の方でも、規制一方の議論が展開されたわけではなかった。このことは、以後の議会での戦法変更へとつながっていく。

一八九三年一一月二八日に開会した第五議会では、開会と同時に、改進党の波多野伝三郎ほか二名より「新聞紙法案」が提出された。今度は「条例改正案」ではなく「法案」として、第三議会と全く同じのものが提出された。一方、改進党の法案提出と同じタイミングで、自由党の伊藤大八ほか二名からは、別の「新聞紙法案」が提出された。さらに、同盟倶楽部の加賀美嘉兵衛ほか二名より「新聞紙条例改正法律案」が提出された。いずれも改正趣旨は同じで、章句などに異同があるだけであったが、第五議会に至り、第二議会でまとまっていた議案が再び分立する形で提出された。明らかに第四議会の時の衆議院特別委員会修正案否決の際の党派間対立が尾を引いていた。

一二月八日の衆議院第一読会[52]では、政府委員の都築馨六から、今日の時勢、社会の有様に照らして、提出された法案に

同意を表することは出来ないと述べられたが、衆議院では貴族院を突破するため、副議長の楠本正隆が特別委員九名を指名し、議案をまとめることとなった。本来、特別委員の指名は議長の役割であるが、議長の星亨（自由党）は、当時世間を騒がせていた相馬事件での相馬家弁護などに対する不信が高まり、第五議会開会翌日の一一月二九日から、辞職勧告の緊急動議が衆議院に出され、一二月一日には不信任案が決議、さらに不信任上奏案まで可決され、五日には七日間の出席停止処分が下されていた。これも自由党とその他の党派との対立の表れであったが、新聞紙法案を是が非でも通過させたい『時事新報』『毎日新聞』『自由新聞』等の新聞社は、衆議院の各団体や貴族院に交渉したりした[53]。しかしその運動も空しく、一二月一九日・二九日と特別委員長の報告を予定するも、一度も審議されることなく[54]、議会は解散に至ってしまう。

このように第五議会は政党どうしの軋轢により、新聞紙条例改正に向けての足並みが揃わないまま何の議論を行うことなく解散となってしまった。

第六議会が一八九四（明治二七）年五月一五日に開会すると同時に、改進党の箕浦勝人と自由党の加藤平四郎ほか二名から別々に法案が提出された。しかし、開会後急速に政党間の協力体制が築かれていき、五月二一日、箕浦が自らの法案（第三議会と同内容）を撤回し、五月一六日に立憲革新党の野出鋼三郎と加賀美嘉兵衛から提出されていた「新聞紙条例中改正法律案」に合流、これが衆議院第一読会の緊急課題とされることとなった[55]。ここで注目されるのは、短期の特別会で法案を通過させるために「条例中改正法律案」にしただけではなく、改正点を「発行停止ノ箇条」の廃止の一つに絞ったことである。つまり、現行法第一九条「治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル新聞紙ハ内務大臣ニ於テ其発行ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ得」（内務大臣による発行禁停止規定）の前半部分と、現行法第二〇条「新聞紙ノ発行ヲ禁止シ若クハ停止シタルトキハ内務大臣ハ其新聞紙ノ発売頒布ヲ禁シ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得」（内務大臣による発売頒布禁止・差押え規定）とを合体させて、「治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル新聞紙ハ内務大臣ニ於テ其

新聞紙ノ発売頒布ヲ禁シ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得」と改正することに争点を絞ったのである。

「発行停止」箇条の廃止を最優先する理由について議会では次のように説明された。第一に、「発行停止」処分の基準が曖昧なため、行政権が濫用されていること[56]、第二に、治安妨害・風俗攪乱の処分として、「発行停止」処分でなくとも、「発売頒布禁止」処分で充分であること（以上、野出発言）、第三に、「発行停止処分」は、「過去ノ懲罰」であるため、裁判官による処分を受けるべきで、現行の新聞紙条例は、憲法第二四条「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハル、コトナシ」に反すること（肥塚龍発言）が挙げられた。ここで注目されるのは、これまで、行政による発行禁停止処分は、憲法第二九条「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」を争点として議論されてきたが、今回、憲法第二四条も論点に加えられたことである。

即日（五月二一日）、衆議院では第二読会が開会されることとなるが、読会を省略して大多数の賛成により可決された。五月二六日、貴族院第一読会[57]が開かれ、衆議院提出の新聞紙条例中改正法律案を貴族院特別委員が修正した案が議題とされた。貴族院特別委員修正案は、現行法第一九条の削除は認められず、さらに「停止ハ其事項ヲ指示シ日刊新聞誌ニ在テハ一週日以内其他ニ在テハ三回以内トシ予メ其日数又ハ回数ヲ定ムヘシ」という項目が加えられ、第二〇条は、現行法のままとするものだった。これは、第四議会の貴族院で通過した修正案と全く同じもので、衆議院の提案に一も譲るものではなかった。特別委員長代理の清浦奎吾は、衆議院から批判のあった、行政官による発行停止処分の濫用があったことを認めた上で、だからこそ、第一九条に項目を追加したと説明する。つまり、追加項目により「行政官ノ濫用ヲ防グ」ことが出来るし、そのほか発行停止期限を設けることで、新聞社の経営に困難をもたらすこともないと述べた。第四議会で衆議院提出案に賛成した三浦安は、貴族院修正案の賛成に回った。一方、第四議会で衆議院提出案に賛成を示した谷干城は第六議会でも衆議院提出案に賛成した。そのほか、菊池武夫・尾崎三良も衆議院提出案に賛成した。衆議院提出案に賛成する理由として、①現行法は憲法第二九条に違反していること、②発行停止処分の基準が曖昧で、事実、伊藤総理就任

後、発行停止処分が多くなっていること、③発行禁停止処分の廃止は日本国中の輿論であること、[58]④今日では民度も上がったため、国民を信頼して国民と共に歩むことが「時世相当」と考えることが挙げられた。

政府委員の末松謙澄は、第四議会と同様、新聞紙条例改正に対して頑なに反対の態度を示し、新聞は、普通の営業とは異なり、社会の幸福、人民の利害、国家に大きな影響を及ぼすものであり、利器であると同時に凶器ともなることを強調した。結局、第二読会において、貴族院修正案賛成九四、否とする議員九〇で貴族院特別委員修正案が可決、第三読会でも可決した。

五月二八日、衆議院で、衆議院提出貴族院回付の新聞紙条例中改正法律案の報告がなされ、小室重弘より「同意ヲ表セヌ」という動議があり、全会一致で可決した。

結局、三〇・三一日と両院協議会が開かれ、そこで、「発行停止」箇条を廃止すること、「停止」に代え、「二十円以上二百円以下の罰金を以て」とすることが決定するも、この協議会案は、貴族院からわずか二票差で否決された。[59]その後、六月二日に第六議会は解散となった。

以上、衆議院では第四議会・第六議会と法案成立に向けて種々戦法を模索してきた。第四議会ではそのことが政党間の対立につながり、第五議会は退歩する形となったものの、第六議会では、改正点を「発行停止ノ箇条」廃止の一つに絞り、改正理由も明確化したことで、貴族院でも一定数、衆議院改正案への賛同を得られ、貴族院特別修正案賛同者と衆議院改正案賛同者とが拮抗する状態となった。今一歩というところで衆議院改正案は否決されるものの、両院協議会案で、初めて「発行停止」箇条を廃止することが決議されたことは注目される。貴族院から協議委員として両院協議会に出席した尾崎三良も「新聞紙改正案ハ毎期反対者ヲ減少スルノ気運アリ。此形況ニテ次期ノ会議ニハ或ハ通過スベシ。[60]」と予測したほどであった。政治史的には、第六議会では、自由党がそれ以外の党との間で条約改正案をめぐり激しく対立したことが強調されるが、[61]こと新聞紙条例改正に関しては、党派の争いを超えて足並みを揃えていたことを窺うことができる。

三　政府から政党への歩み寄りによる妥協競争―第八～第一〇議会期―

条例改正まであと一歩というところで、日清戦争が勃発した。一八九四（明治二七）年八月一日の宣戦布告と同時に、外交・軍事関連を報道する新聞・雑誌・出版物を行政が事前検閲するとの緊急勅令が出された。こうした事態に対し、諸新聞・政党から「行政権の濫用」であるとの批判が相継いだ[62]。一八九一（明治二四）年の湖南事件に際して同様の勅令が出された時には、一年余の間施行されていたのに対し[63]、今回の勅令はこうした批判もあってか九月一三日、わずか一カ月ほどで廃止されることとなった[64]。政府は議会に対し戦争協力を求める以上、いたずらに政党と対立するのを避けたのではないかと考える。

戦時中の臨時会である第七議会は軍事関係の議事に終始したため、本稿に関わる議題は議論されていない。続いて通常会としての第八議会が一二月二四日に開会された。開会と同時に、改進党の箕浦勝人ほか二名から、また自由党の小室重弘ほか一名から、さらに立憲革新党の加賀美嘉兵衛ほか三名から、別々に「新聞紙法案」が提出された。箕浦らのものは、第三議会以来提出してきたものと同じ内容であった。

一八九五（明治二八）年一月一〇日、衆議院で第一読会[65]が開かれ、箕浦は、「主眼ノ点ハ唯一箇条」＝行政権による発行禁停止処分の箇条（現行法第一九条）の廃止である旨を強調し、この法案を七回にわたり提出してきたにもかかわらず可決できないのは、「立法部ノ怠慢」であると批判するとともに、「発行停止権」という「非常権」を維持して「保安上ノ責任」を全うしようとするのは、「行政上ノ大失態」であるとして「行政部」をも批判した。これに対し、政府委員の末松謙澄は、第六議会同様、新聞紙は政治的に大きな影響力を有しており、日清開戦以降を見ても、秘密が漏洩し、問題を引き起こしていることを例に挙げ、「国家ノ安寧ヲ担当致ス上カラ」、改正に反対すると述べた。その後、改進党の肥塚龍

が動議を提出して特別委員による三日間の調査が行われることに決し、一月一七日、特別委員長より修正案が報告された[66]。特別委員会修正案は、箕浦案と小室案と加賀美案とを組み合わせたものであり、前述の三法案以外のものとして、一月八日に提出されていた大竹貫一（大手倶楽部）の「新聞紙条例中改正追加法律案」が存在していたが、これは保証金を存置しているため不採用とした旨が報告された。修正案の中心的な内容は、①「発行停止」箇条を削除すること、②「保証金」箇条を削除することというこれまでの案にもあった二点に加え、さらに③取締対象となる「発行人編輯人印刷人」の規定から「印刷人」を外すことが付け加えられていた。この修正案は、第二読会を経て、第三読会にて可決された。

一月二一日、貴族院で第一読会[67]が開かれ、ここでも政府委員の末松謙澄は態度を変えず、「発行停止ノ箇条」を削除することは「今日本ノ新聞ノ状況ハ決シテ之ヲ解キ放ス訳ニハ参ルマイト存ズルノデゴザイマス」と繰り返した。結局、曽我祐準の動議により、議長が特別委員九名を指名することとなり、また近衛篤麿の動議により、時間を一週間に限って審査を委員に付託することとなった。一月二八日、貴族院特別委員による修正案が特別委員長より報告された[68]。修正案は、衆議院が削除を求めた「印刷人」を復活させ、さらに「女子」は発行人・編輯人・印刷人とすることが出来ないという規定を追加した。その理由は、新聞紙条例中には「体刑」があり、「女子」には「不適当」であるとのことであった。また「発行停止」箇条及び保証金も復活され、さらに第四議会貴族院特別委員修正案で追加されていた内容、つまり一新聞社が二種類以上の新聞を発行しており、そのうちの一つが発行停止になった場合、その他の新聞も発行停止にするという内容も復活させるもので、第四議会の貴族院特別委員修正案とほぼ同一内容のものであった。今回特別委員に選ばれていた谷干城が、「発行停止」箇条の削除を求め、貴族院特別委員による修正案にただ一人不同意を示したものの、同じく特別委員の岡部長職や平田東助から、第四議会時に貴族院で一度議決されたものであり、行政官の濫用防止のためには、発行停止日数を限定しているので、問題ないとの意見が述べられ、その他にも治安妨害を取り締まる規定があった方が良いとの意見も出され、第二読会、第三読会で貴族院特別委員修正案が可決した。

二月二日、衆議院では、貴族院回付の新聞紙法案は一名の同意もなく否決された[69]。そして二月九日、両院協議会において、わずか一名差で衆議院の法案が可決された[70]。結局、二月一二日、貴族院で、協議会成案（＝衆議院法案）が、賛成五二に対する反対一一七の圧倒的な大差で否決され[71]、第八議会は終了する。

以上のように第八議会では、衆議院は、これまでの改正内容に加えて、取り締まり対象から印刷人を外すことを盛り込んだ案を可決した。一方、貴族院では、第四議会とほとんど変わらない貴族院特別委員修正案が可決されるものの、両院協議会では、わずか一名差ながら初めて衆議院案が可決されることとなった。また日清戦時下で開会された第八議会では、第七議会同様、財政・外交・軍事に関して、民党側も政府に協力する姿勢を示していたが、こと新聞紙法案については、かねてからの衆議院案から退歩しない姿勢を示していることが注目される[72]。それほどに民党にとって譲れない一線であったことが分かる。

なお、第九議会開会前の一一月二二日、自由党は「向来当路者ト其針路ヲ同クシテ進ミ之ト相提携シテ其国家ノ要務ヲ処スルニ協翼シ以テ我国ノ進運ヲ致サントス」として、政府と提携することを宣言した[73]。第八議会において民党が新聞紙法案において強硬な姿勢を取ったこと、及び自由党と政府とが提携したことによって、第九議会における政府の対応は従来から変化を見せることになる。

一二月二八日、第九議会が開会するとすぐに、改進党の箕浦勝人ほか一名が第三議会以来提出し続けてきた新聞紙法案を提出した。開会時に提出されたのは、箕浦案だけであった。早速、一八九六（明治二九）年一月一〇日、衆議院で第一読会[74]が開かれたが、政府委員の末松謙澄からは、政府において新聞紙条例改正案が評議中であるとの理由から衆議院における討議の延期が提案された。この提案に対し、改進党の高田早苗や田中正造は延期の必要はないと反対し、議長による特別委員の指名を希望した。一方、自由党の恒松隆慶や草刈親明は審議の停止を主張した。結局、議長による特別委員指名を希望する高田早苗の動議がわずか一票差で可決した。

しかしその後、政府から新聞紙法案が提出され、一月一七日、衆議院第一読会[75]で議題となった。政府委員の末松謙澄からは、政府案は第四議会での貴族院修正案を基礎としている旨の報告があり、「発行停止」の「全廃」は「今日我文学ノ状況、其他人心ノ有様ガ未ダ其程度ニ達シテ居ナイ」以上、認められないと述べられた。中国進歩党の守屋此助からは、処分が司法官ではなく行政官によって行われなければならないとする理由について質問があり、末松は、司法官は法を機械的に適用するために「時ノ状況」「地方ノ模様」で判断することが出来ないが、行政官は裁量によってそれが出来、「新聞」のように時と場所によって影響が異なるものについては、そうした裁量権を持つ行政官による処分が必要であると考えるからだと答えた。結局、議案の審査は衆議院特別委員に付託されることとなり、一月二七日、特別委員長肥塚龍より特別委員による修正案が報告された[76]。修正案は、政府案に箕浦案を組み込んだもので、「発行停止」箇条と「保証金」箇条の削除を行うものであった。自由党の小室重弘は、発行停止に一日の制限があっても、言論の自由は保てないと政府案を批判し、「発行停止」箇条を削除することは一歩も譲れないと強調した。第二読会では、自由党の山田泰造から、保証金や発行停止処分があっても、新聞が違反し、社会に弊害をもたらしている状況であるから、保証金全廃、発行停止全廃に代わる担保がなければならないと修正案に対し反対意見が述べられるも、結局、修正案は賛成多数で可決した。政府と自由党との妥協により、自由党内には政府側の意見に賛成する者が出る一方、それに反対し従来の説に固執する者もいるなど、意見の分裂が見えることが分かる。

衆議院の新聞紙法案は、貴族院特別委員により修正され、三月一〇日、その貴族院特別委員修正案が貴族院で特別委員長由利公正を通じて報告された[77]。それによれば、貴族院第二読会で政府案に復活することが決議されたものの、その後、貴族院特別委員会で、「発行停止」箇条だけは削除することとなったとのことであった。これに対し、内務大臣の芳川顯正は、「政府ハ徹頭徹尾之ニ対シテハ同意ハ出来ヌ」と異を唱えた。村田保は、貴族院の特別委員会を通過したものでさえ同意できないとする政府の態度を批判した。そして、①「発行停止」箇条がなくなった位で治安が保てないとは考えら

れないこと、②「発行停止」は発行後の取締りなので治安妨害となっていないこと、③仮に発行停止をして期限を設けたとしても、期限を過ぎると、再び同じ内容を書くことが出来るから意味がないことを理由に挙げて、「発行停止」箇条を削除することに賛成の意を述べた。渡正元・安場保和も賛同し、特に安場は、衆議院と貴族院とが一致した意見を政府が反対する姿勢は、「外万国ニ対シテ斯ノ如キ我御国ノ有様ヲ照シ合シテ見マスレバ誠ニドウモ最モ政府ノ政策ノ宜シキヲ失シテ居ルコト、信ジマス」と近代国家の外国と比較しても失政であると批判した。しかしながら渡辺清からは、簡略な検閲法を加えるべきだとの意見まで出され、結局、衆議院修正案賛成四九、反対七一、無効投票二で新聞紙法案は廃案となった。

このように第九議会では、政府から初めて新聞紙条例改正案が提出された。政府案は、貴族院案を基礎としたものであり、衆議院では、「発行停止」箇条及び「保証金」箇条の全廃を求めた修正案が作成された（自由党の中では、政府案に賛成を示す者と反対する者とに分かれた）。貴族院では政府案を可決するが、貴族院特別委員修正案では、「発行停止」箇条廃止が盛り込まれた。ここで、「発行停止」箇条廃止について両院特別委員の意見が初めて一致し、貴族院で政府批判が起きた点も注目される。

第九議会中の一八九六（明治二九）年三月一日、改進党・立憲革新党・大手倶楽部・帝国財政革新会・中国進歩党などが合同して進歩党が結成された。一方、自由党党首板垣退助は、四月一四日、第二次伊藤内閣に内務大臣として入閣し、九月一八日、第二次伊藤内閣に代わり、第二次松方内閣が成立するや、板垣は内務大臣を辞任し、松方は代わりに進歩党と提携し、大隈は外務大臣として入閣した。松方内閣では、進歩党の政策要求を取り入れることを閣議で決定、一〇月一二日、松方は総理演説方針のなかで「言論出版集会等憲法上人民ノ享有スベキ権利自由ハ政府厚ク之ヲ尊重シ其保障ヲ固カラシメンコトヲ計ルベシ」と述べ、翌日、樺山資紀内務大臣も訓示のなかで「公安ヲ害セザル限ハ成ルベク人民ノ自由権利ヲ伸張セザルベカラズ」という旨を述べた。

こうしたなか「二十六世紀事件」が起きる。発端は、雑誌『二十六世紀』が、「宮内大臣」と題する宮内行政批判の記事を掲載し、これを新聞『日本』が転載、樺山内相が新聞紙条例第一九条違反により、『二十六世紀』『日本』を発行停止処分としたことに始まる。進歩党は、政府が進歩党との約束を違えたと問題視し、結局、政府は、「進歩党に対する違約の代償の供与を余儀なくさせ」られ、これ以降、発行禁停止処分を実施するのが不可能な状態におかれた[78]。

一二月二五日、第一〇議会が開会すると同時に、政府から「新聞紙条例中改正法律案」、衆議院よりは、進歩党の箕浦勝人ほか二名から「新聞紙条例改正法律案」、国民協会の元田肇から「新聞紙法案」が別々に提出された。箕浦らは、第四議会を除いて常に「新聞紙法案」として提出してきていたが、ここで再び、「新聞紙条例改正法律案」として法案を提出し、しかしながら改正内容はこれまで以上の規制緩和を求める案として提出したのである。改正の基本路線は、「発行停止」箇条の廃止、「保証金」箇条の廃止、「刑罰軽減」であることには変わりなかったが、これまでは、例えば、「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル」新聞紙の発売頒布を差し押さえることの出来る条文案を提出していたのに対し、今回は、「風俗ヲ壊乱スル文書ヲ記載スルコトヲ得ス」というように「安寧秩序ヲ妨害シ」の文字を削除するなど、より多くの規制緩和を目指す条文案として提出した。「安寧秩序ヲ妨害」する文書を行政処分の対象から外したのは、「安寧秩序」の文言の下に政府批判が示威的に弾圧されてしまう可能性があったこと、及びこの案を提出して政府案と競わせることで政府案をより規制緩和の方向に修正させようという戦略があったことによるものである。箕浦属する進歩党は政府と提携していたにもかかわらず、このように別に法律案を提出したのは、政府内で改正に対して依然強硬な反対姿勢を示す者（野村靖・清浦奎吾・蜂須賀茂韶）がおり、政府案の行方に流動的要素が残っていた[79]からである。

一八九七（明治三〇）年一月八日、衆議院第一読会[80]で、政府提出案が議題とされた。政府提出案は、①第一九条の内務大臣による「発行停止」箇条を廃止し、代わりに内務大臣と拓殖務大臣による発売頒布禁止とすること、②第二三条の、新聞記事に関連して「公訴」を起こす時は、検察官は新聞紙を差し押さえ、裁判官は没収することが出来るとの条文に改

正を加え、内務大臣と拓殖務大臣も一週間に限り発行停止することが出来るとすること、③第三二条に「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ」の文字を追加して、「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ政体ヲ変壊シ又ハ朝憲ヲ紊乱セントスルノ論説ヲ記載シタルトキハ発行人編輯人印刷人ヲ二月以上二年以下ノ軽禁錮ニ処シ五十円以上三百円以下ノ罰金ヲ附加ス　本条ヲ犯ス者ハ其犯罪ノ用ニ供シタル器械ヲ没収ス」とすることなどであった。この政府案に対し、自由党の徳増源太郎は、松方総理の施政方針訓示でも樺山内務大臣の施政方針演説でも、言論集会出版の自由の尊重・保障が説かれたにもかかわらず、発行禁停止権が存置されていることを遺憾に思うと述べ、政府の意思を質問した。政府委員の神鞭知常は、政府案は漸進的なものとなっていることは確かだが、発行禁止も裁判官の判断を経て行われるもので、行政処分ではないこと、したがって濫用の弊害もないこと、発行停止処分は第二二条・三二条・三三条の規定に触れるもののみが対象で、普通の政治上の言論等には下らないと説明した。それに対し、自由党の小室重弘は、年来、議会で議論されてきたのは、「発行停止」箇条の全廃をめぐるものであったので、内務大臣の出席を求めると共に、政府案の根拠について説明を求めた。神鞭は、政府も従来のような曖昧な発行停止処分を良しとせず、軍事機密・朝憲紊乱・風俗壊乱などの箇条に限り発行停止処分を掲げたと説明したが、自由党の草刈親明は、内務大臣・拓殖務大臣・裁判官の制裁権を拡張すれば、その下で言論自由の権利が縮小されるので、言論の自由を尊重・保障され得ないと論じ、また神鞭が衆議院議員だったときに「発行禁止、発行停止全廃説」に賛成であったにもかかわらず、今回意見を翻したことも併せて非難し、内務大臣が出席するまで開議を延期願うと主張した。さらに自由党の山田泰造は、現内閣が組織時に進歩党諸氏と「発行停止ヲ全廃」することを約束したと各紙の報道があったにもかかわらず、その約束とは違う法案が提出された理由を内務大臣から聴取したいと重ねて要求した。これとは別の意見として、自由党の長谷場純孝からは、内務大臣が出席しないのは遺憾に思うが、箕浦勝人からも議案が提出されているので、速やかに特別委員に付託することの希望が出された。箕浦の動議により、議長が特別委員一八名を指名し、政府案は委員に付託されることとなった。

二月二六日、衆議院特別委員会の報告がなされた[81]。特別委員の工藤行幹（自由党）によれば、衆議院特別委員会では、元田肇案と箕浦勝人ほか数名案と政府案とを合わせて審議したが、結局政府案を基本線として修正したことが報告された。それによれば、「発行停止」箇条全廃意見については、早くは憲法発布以前の一八八九（明治二二）年二月六日に元老院で議論されており、それから一〇年近く経過して、人文も進んだ今日ではこれを拒む理由はないだろうと述べられた。また政府案で追加されていた、第三二条の「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ」の文字は、委員会では当然だと認めたからそのままとしたと説明された。政府委員の寺原長輝からも、「刑法ニモ明ニ皇室ノ不敬ト云フコトノ文字ヲ掲記シテアル今日デアリマスルカラ、法律ノ体面ヲ保ツ上ニ就イテ、又事実ノ上ニ就イテ、掲ゲザルヲ得ナイ必要カラシテ掲ゲマシタ」と説明があり、「但シ其事実ノ点ニ於テハ、所謂未来ヲ慮ッタノデ、今日マデ生ジタル所ノ事実ヲ以テ掲ゲタノデハゴザリマセヌ」との追加説明があった。その上で、『二十六世紀』『日本』に掲載されたものは、皇室の尊厳を冒瀆するものに当たるとも述べられた[82]。翌日も報告会の続き[83]が行われ、政府委員の神鞭知常からは、政府案通過を希望する旨の主張があったが、自由党の徳増源太郎から、政府は施政方針中で言論集会出版の自由の尊重・保障を表明していることからしても、衆議院の特別委員修正案に同意してほしいとの意見が述べられ、また小室重弘、肥塚龍、小松三省も特別委員修正案に賛成の意を表し、結局、特別委員修正案どおり、現行法第一九条（内務大臣による発行禁停止規定）、政府案第二三条（裁判を通じて、内務大臣又は拓殖務大臣による発行停止処分を可能とする規定）、いずれも削除することに決定した。さらに現行法第二〇条（内務大臣による発売頒布禁止・差押え規定）も政府案第一九条（内務大臣又は拓殖務大臣による発売頒布禁止・差押え規定）も削除と決定した。

そのほか自由党の小松三省から、現行法第三〇条、すなわち外国における新聞紙が治安妨害・風俗壊乱となる記事を掲載し、内務大臣により国内における新聞紙の発売頒布禁止・差押えをしたにもかかわらず、発売頒布した場合、軽禁錮と罰金を科すとする第三〇条の規定は行政処分に当たるから、条文の削除を求める提案がなされたが、否決された。自由党

の小西甚之助からは、「不敬罪」は刑法に規定されているので、政府案第三二条中の「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ」という文字の削除を希望する意見が出されたが、これも否決された。さらに進歩党の肥塚龍からは政府案第三二条中の「器械を没収ス」の削除を希望する意見も出されたが、これも否決された。以上の結果、政府案を基礎としつつ、発行禁停止箇条の削除だけは譲らない衆議院特別委員修正案が可決されたのである。

三月四日、貴族院第一読会[84]が開かれ、政府委員の神鞭知常から、「今日ト為リマシテハドウカ衆議院ノ修正ノヤウニ御協賛アランコトヲ希望シマス」と述べられたが、種々質問が寄せられ、最終的に、議長指名の特別委員九名に付託されることとなった。三月一七日、特別委員長の報告がなされ[85]、特別委員の谷干城から衆議院案の同意可決を望むとの意見が述べられた。しかし、第二読会で、特別委員正親町実正ほか清棲家教・堀田正養・小原重哉から別の修正案が出された。それは、以前の貴族院修正案第一九条の復活、つまり発行禁停止権を復活させるもので、また現行法の納品規定（内務省・管轄庁・管轄始審裁判所・検事局への納品）に加え、北海道と台湾において新聞紙を発行した場合、拓殖務省に納品することなどが盛り込まれたものだった。しかし、この正親町案は否決され、衆議院特別委員案が可決、第三読会でも同様に衆議院特別委員案が可決した。

以上、第一〇議会での審議を見てきた。松方内閣は、進歩党と提携するにあたって、言論規制の緩和を約束していたにもかかわらず、『二十六世紀』『日本』に発行停止処分を下し、約束を違えたとの批判を招くこととなった。そのことで、政府は、違約の代償を払う形で政府案を修正した衆議院特別委員案に賛成することとなる。貴族院では、従来のいきさつから反対案も提出されたが否決され、貴族院で初めて衆議院案が可決されることとなった。こうして七年にわたる新聞紙条例改正論議に一応の終止符が打たれ、三月二四日、一八八七（明治二〇）年新聞紙条例改正の「新聞紙条例中改正法律」が公布され、発行禁停止の箇条はここに姿を消すことになる。

おわりに

以上本稿では、議会における新聞紙条例改正論議の推移を検討してきた。その結果として次のことを指摘することができる。（一）第一議会から改正に至るまで、「民党」が一枚岩であったわけではなく、同じ政党内でも意見の分裂を見たり、政党間で争いが生じたりしていた。（二）自由党が譲歩的な改正案を提出することもあったが（第四議会）、衆議院は、一貫して発行禁停止箇条全廃という点については譲らない姿勢を示していた。つまり、予算・外交・軍事などは、その時々の政治状況に応じ、衆議院は柔軟な対応を見せることがあったが、新聞紙条例の改正については、「輿論」の自由な発現を保障する重要な問題であり、輿論の中間的媒体の役割をなす政党にとって、新聞紙条例の改正は政治状況に応じて妥協されるべきものではなく、政党の根幹を支える死守すべき点であると考えられていた。（三）一方、貴族院も一枚岩であったわけではなく、衆議院案への賛同者が一定数おり、議論も違憲か否かに踏み込んだ議論が展開された。（四）以上の民党の一貫した姿勢という基盤の上に、日清戦争後の政党と政府との接近という条件とが重なることによって、政府が議会と向き合い、改正につながったということである。以上のように、新聞紙条例の改正は、政党にとって根幹にかかわる重要問題であり、しかし、だからこそ妥協が成立せず、成立までに七年もの歳月を要することとなったのである。

これまでの政党史研究・議会史研究では、予算・外交問題を中心に、「民党」がいつ「藩閥政府」と接近したのか、いつ「消極主義」から「積極政策」へ転じたのか、ということが注目され、検討されてきた。従来の研究においては、日清戦争の少し前から、自由党が政府に接近し始め、その結果改進党との関係が悪化したと言われてきた。しかし、本稿の検討を踏まえるならば、それでもなお「民党」というまとまりを両党が依然として持っていたことの要因が見えてくる。すなわち、新聞紙条例改正のための「言論の自由」で共闘できる部分があったことが、政府との接近にもかかわらず、「民

党」連合的傾向が完全に消え去ることがなかったことの一つの要因だったのではないか。

また従来の研究において、日清戦争時に、政党は政府に協力したと言われているが、それは予算・外交・軍事に関する協力であり、こと「新聞紙条例改正」については、開戦前の議会に比べ、「民党」が政府に対し強硬な姿勢を示している点も注目される。こうして民党が一致して強硬な姿勢を示したことは、日清戦後、政府（当時は伊藤内閣、長州閥）が自由党に接近する際に、法案改正のための条件を引き出すことにつながった。そして伊藤内閣退陣後に成立した松方内閣（薩摩閥）は、進歩党に接近し、ここに長州閥・自由党と薩摩閥・進歩党とのバーゲニング（妥協競争）の状況が生じ、松方内閣は進歩党に対して、伊藤・自由党提携の時よりも、より多くの譲歩を許すこととなった。つまり、民党の一致が改正への前提を作り、逆説的ながら、それに続く政府と民党各派との接近競争が、その民党の主張の実現をもたらしたということもできるだろう。

このことを一九〇九（明治四二）年の新聞紙法制定の時期に比較すると興味深い。日清戦後の両党の政府への接近は、「民党」としての立場の延長戦上にあり、かつ、伊藤・自由党対松方・改進党という、いわば「擬似」二大政党制が実現しており、そのことが妥協競争による法改正へとつながった。しかし、一九〇九年時点では、こうした二大政党競争は成り立っておらず、官僚化した政友会と長州閥連合は、社会主義勢力の登場とも相まって、秩序の崩壊を警戒する「体制側」となり、逆に憲政本党は政権から遠ざかる「万年野党」化していた。こうした状況下であればこそ、「体制化」「官僚化」した政党が賛成することで再び行政処分が復活し、規制が強化されるに至ったという仮説を立てることができるのである。むろんこれについては稿を改めて実証を行う必要があるが、本稿の課題からは逸れるため、別稿を期することとしたい。

注

（1）浅岡邦雄・山本武利・土屋礼子「【対談】検閲研究の最前線―戦前と戦後をつなぐ―」（『Intelligence』一四、二〇一四年三月）、二五頁。

（2）土屋礼子「明治初期の言論統制と小新聞の筆禍」（『メディア史研究』一、一九九四年三月）、乾照夫「明治初期における言論規制の構図について―新聞紙条例と讒謗律をめぐって」（『メディア史研究』二八、二〇一〇年九月）、三鬼浩子「近代日本における新聞発行権と女性―一八八三年新聞紙条例をめぐって」（『メディア史研究』一九、二〇〇五年一二月）、弥吉光長「新聞紙条例と讒謗律の犠牲者」（『出版研究』一六、一九八五年）など。

（3）奥平康弘「明治二〇年新聞紙条例・出版条例についての若干の考察―明治憲法における表現の自由の考察の前提として」（一～三）（東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』二一（一）・二一（四）・二二（二）、一九六九年一二月・一九七〇年三月・一九七〇年一二月）。

（4）内川芳美『マス・メディア法政策史研究』（有斐閣、一九八九年）。

（5）内川芳美『マス・メディア法政策史研究』（有斐閣、一九八九年）三一頁。

（6）佐々木隆「『二十六世紀』事件と藩閥」（『新聞学評論』三六、一九八七年）、同「藩閥政府と言論規制緩和問題―第二次松方内閣と新聞紙条例改正問題」（荒瀬豊ほか編『内川芳美教授還暦記念論集 自由・歴史・メディア』日本評論社、一九八八年）、野村治一郎『米寿閑話―言論の自由と「二十六世紀」事件』（野村治一郎、一九六三年）、小野修三「『二十六世紀』事件と高橋健三」（『慶応義塾大学日吉紀要 社会科学』二六、二〇一五年）、川上寿代「『二十六世紀』事件と明治天皇側近」（『聖心女子大学大学院論集』二五、二〇〇三年七月）。特に佐々木氏は、当時公開されたばかりの「野村靖文書」「都築馨六関係文書」などを駆使し、一八九七（明治三〇）年の新聞紙条例改正が、後年、政党の政権参加の可否をめぐる「伊藤系」と「山県系」への分化に一段階を画したと指摘しているのは示唆に富む。

（7）木野主計「明治期出版関係法令の成立とその問題点」、同「新聞紙法成立過程の研究」（『大倉山論集』三七、一九九五年三月）は、一九〇九（明治四二）年の新聞紙法が、立憲制のもとで民権派議員による議員立法の成立が成功した例として着目した上で、議会内容の推移について検討するが、いずれも、政治的な背景や議事内容に踏み込んだ分析とはなっておらず、一八九七（明治三〇）年の新聞紙条例改正までの経緯と、それから一九〇九年の新聞紙法成立までの経緯との差異についても論じていない。

（8）浅岡邦雄「「版権条例」「版権法」における雑誌の権利」『中京国文学』第二七号、二〇〇八年）。

（9）『議会制度七十年史 第十一 帝国議会議案件名録』（大

蔵省印刷局、一九六一年）。

（10）自由党については、鳥海靖「初期議会における自由党の構造と機能」（『歴史学研究』二五五、一九六一年七月）、自由党始め民党と藩閥政府との関係については、坂野潤治『明治憲法体制の確立　富国強兵と民力休養』（東京大学出版会、一九七一年）、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、一九九二年）、伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文―内政と外交一八八九～一八九八』（吉川弘文館、一九九九年）、立憲改進党については、大日方純夫『自由民権運動と立憲改進党』（早稲田大学出版部、一九九一年）、安在邦夫『立憲改進党の活動と思想』（校倉書房、一九九二年）、五百旗頭薫『大隈重信と政党政治―複数政党制の起源　明治十四年―大正三年』（東京大学出版会、二〇〇三年）、吏党に関しては、村瀬信一『明治立憲制と内閣』（吉川弘文館、二〇一一年）などがある。

（11）拙稿「第一議会期における板垣退助の政党論―立憲自由党体制をめぐって―」（『日本歴史』七五八、二〇一一年七月）、同「初期議会期における板垣退助の政党論と政党指導」（『日本史研究』六四二、二〇一六年二月）。

（12）内川芳美氏は、一九〇九（明治四二）年の新聞紙法の出現について、「言論自由の質的変化」であるとし、その背景には、日清戦争後の不況に見舞われた一八九七（明治三〇）年以降、組合運動や社会主義運動が活発・拡大化し、それに伴い、権力による社会主義思想・運動の防止取締りの強化と明治後期の新聞企業化の進展により、「言論における資本と権力の妥協」が生じたと意義づける（内川芳美『マス・メディア法政策史研究』有斐閣、一九八九年、二八・二九頁）。

（13）立憲自由党は、一八九〇（明治二三）年九月一五日の立憲自由党結党式で「党議」を発表していたが、これは、細かく内容まで定めたものではなかったため、一〇月二四日の常議員会において、より細かな政策案をつくり議会における行動を確定することを目的とし、「臨時評議員会規則」を制定した。これにより一一月一五日の評議員会で、調査委員による議案をもとに、議会に提出する議案が決定された。この決定案を、立憲自由党は「党議」とした。

（14）議会では、「発行停止」問題として議論されるが、これは主に、一八八七（明治二〇）年新聞紙条例の第一九条（治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル新聞紙ハ内務大臣ニ於テ其発行ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ得）を指し、行政による「発行禁停止」処分を問題にしているものである。この第一九条と関連する第二〇条（新聞紙ノ発行ヲ禁止シ若クハ停止シタルトキハ内務大臣ハ其新聞紙ノ発売頒布ヲ禁シ其新聞紙ヲ差押フルコトヲ得）は、併せて議論された。

（15）「衆議院第一回通常会議事速記録第五十六号」（一八九一年三月一日議事）、『官報号外　衆議院議事速記録』。以下衆議院議事速記録については『官報号外　衆議院議事速

記録』から引用。

(16) 拙著『末広鉄腸研究』（梓出版社、二〇〇六年）。

(17) 「弥生倶楽部総会」（『国会』雑報、一八九〇年一二月一九日）。

(18) 「弥生倶楽部の総会」（『国会』雑報、一八九〇年一二月二五日）。併せて出版法の取り下げも決定する。

(19) 「立憲自由党臨時常議員会并に末広井上両氏除名の決議」「末広氏の脱党通知書と立憲自由党幹事の通知書」（以上、『国会』雑報、一八九一年一月一五日）。

(20) 「末広氏の脱党通知書と立憲自由党幹事の通知書」（『国会』雑報、一八九一年一月一五日）。

(21) 第一議会閉会後の立憲自由党の組織変更については、伊藤之雄「第一議会期の立憲自由党―組織と政策の形成―」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』三七、一九九一年）参照。

(22) 「新聞紙条例改正」の次に「集会及政社法改正」「出版条例改正」と続いて党議に掲げられた。以上三つは「三条例改正」として、以降の自由党の最重要議案となる。

(23) 「自由党大会」（『自由』雑報、一八九一年一〇月一四日）。

(24) 板垣と大隈との会談の詳細については、大日方純夫『自由民権運動と立憲改進党』（早稲田大学出版部、一九九一年）、第Ⅲ部第三章「第二議会前後の動向」。

(25) 以下、一八九一年一二月二日の衆議院第二読会の記述は「衆議院第二回通常会議事速記録第四号」に拠る。

(26) 井上角五郎は、第一議会も未了となったため、特別委員を選ばず、早く確定して、早く貴族院に回すべきだと主張した。

(27) 「昨日選べる特別委員」（『東京朝日新聞』雑報、一八九一年一二月三日）。

(28) 「昨日の衆議院」（『東京朝日新聞』議会、一八九一年一二月一五日）。

(29) 以下、一八九一年一二月一九日の貴族院第一読会の記述は「貴族院第二回通常会議事速記録第十五号」（『官報号外　貴族院議事速記録』）に拠る。なお貴族院議事速記録については、『官報号外　貴族院議事速記録』から引用。以下同様。

(30) 「新聞社会」（『自由党党報』第九号、一八九二年三月二五日）。

(31) 「自由党臨時大会」（『自由』雑報、一八九二年四月二六日）。

(32) 以下、一八九二年五月一三日の衆議院第一読会の記述は「第三回帝国議会衆議院議事速記録第六号」に拠る。

(33) 以下、一八九二年五月二四日の貴族院第一読会の記述は「第三回帝国議会貴族院議事速記録第十号」に拠る。

(34) 「第三回帝国議会貴族院議事速記録第二十四号」、「第三回帝国議会貴族院議事速記録第二十五号」、「第三回帝国議会貴族院議事速記録第二十六号」。

（35）「新聞紙法案」（『自由党党報』第一四号、一八九二年六月一〇日、時事）。
（36）佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、一九九二年）二五一・二五二頁。
（37）金沢通倫「新聞紙の発行停止」（『自由党党報』第一八号、一八九二年八月一〇日）。
（38）「本日の我党大会議案」（『自由』雑報、一八九二年一一月一五日）。
（39）以下、一八九二年一二月三日の衆議院第一読会の記事は「第四回帝国議会衆議院議事速記録第三号」に拠る。
（40）特別委員長伊藤大八が鉄道会議のため欠席により報告できず、また理事の加賀美嘉兵衛は、病気のため特別委員会に欠席することもあったため、他の委員の波多野伝三郎が代わりに報告した。
（41）江口三省「自由党の決心　三大自由に就て（一）（二）」（『自由』社説、一八九二年一二月一六・一七日）。
（42）江口三省「自由党の決心　三大自由に就て（二）」（『自由』社説、一八九二年一二月一七日）。
（43）「第四回帝国議会衆議院議事速記録第十三号」（一八九二年一二月一五日議事）。
（44）「自由党代議士総会」（『自由』社説、一八九二年一二月一八日）。
（45）「第四回帝国議会貴族院議事速記録第七号」。
（46）以下、一八九三年一月九日の貴族院第一読会の記述は「第四回帝国議会貴族院議事速記録第十三号」に拠る。
（47）以下、一八九三年一月一〇日の貴族院第二読会の記述は「第四回帝国議会貴族院議事速記録第十四号」に拠る。
（48）以下、一八九三年一月一六日の衆議院議事の記述は「第四回帝国議会衆議院議事速記録第二十八号」に拠る。
（49）「新聞紙発行停止権は立憲主義と相容れず（貴族院の虚偽を非難す）」（『立憲改進党党報』第三号、一八九三年一月二〇日）。
（50）「新聞紙法案」（『立憲改進党党報』第三号、一八九三年一月二〇日）、「新聞法案の前途」（『自由党党報』第二九号、一八九三年一月二五日）、「新聞紙法案協議会の結果」（『東京朝日新聞』雑報、一八九三年三月一日）
（51）「第四議会自由党代議士報告書」（『党報』第三二号、一八九三年三月一〇日）。
（52）以下、一八九三年一二月八日の衆議院第一読会の記述は「第五回帝国議会衆議院議事速記録第九号」に拠る。
（53）「新聞条例改正の運動」（『立憲改進党党報』第二一号、一八九三年一二月五日）、「吾党新聞記者の組合成る」（『自由党党報』第五一号、一八九三年一二月二五日、党報）、「新聞条例改正」（『自由党党報』第五一号、一八九三年一二月二五日、時事）。
（54）「第五回帝国議会衆議院議事速記録第十八号」、「第五回帝国議会衆議院議事速記録第十九号」。
（55）以下、一八九四年五月二一日の衆議院第一読会の記述

は「第六回帝国議会衆議院議事速記録第五号」に拠る。

(56) 実際、一八九二年は六新聞に対して一〇回、一八九三年は一一新聞に対して二三回、一八九四年は五ヶ月で一一新聞に対して二一回と、年々発行停止回数が増加していた。一方、政府の御用新聞と言われる『東京日日新聞』は、一八九二年に一回、発行停止処分にあっただけであった(「発行停止」『立憲改進党党報』第二八号、一八九四年五月五日)。

(57) 以下、一八九四年五月二六日の貴族院第一読会の記述は「第六回帝国議会貴族院議事速記録第十号」に拠る。

(58) 新聞紙条例中「発行停止処分」箇条の廃止は「天下の輿論」であるとする議論については、諸新聞で議論されていた(「新聞紙条例の改正」(『自由新聞』雑報、一八九四年五月二二日)、「新聞紙条例改正に関する陳情書」(『自由新聞』雑報、一八九四年五月二四日)、「自由主義新聞同盟会」(『自由党党報』第六一号、一八九四年五月二五日))。

(59) 「新聞紙条例改正両院協議会」(『自由新聞』雑報、一八九四年五月三一日)、「新聞紙法案の協議了る」(『自由新聞』雑報、一八九四年六月一日)、「第六議会自由党報告書」「新聞条例改正案」(『自由党党報』第六二号、一八九四年六月一五日)。

(60) 『尾崎三郎日記』下巻(中央公論社、一九九二年)、一八九四年五月三一日条、四五頁。

(61) 小宮一夫『条約改正と国内政治』(吉川弘文館、二〇一〇年)。

(62) 「新聞原稿検閲法」(『めさまし新聞』論評、一八九四年八月三日)、「検閲掛に望み併せて読者に謝す」(『めさまし新聞』論評、一八九四年九月九日)、「言論社会の検束」(『自由党党報』第六六号、一八九四年八月一五日、時事)、「発行停止と検閲の効力」(『自由新聞』雑報、一八九四年九月九日)、「新聞検閲官罰せらる」(『自由新聞』雑報、一八九四年九月一二日)、「新聞検閲廃止に就て」(『自由新聞』雑報、一八九四年九月一三日)。

(63) 一八九一年五月一六日、勅令により事前検閲実施が命令され、この勅令が失効するのは、約一年後の一八九二年六月九日である。この勅令について、衆議院で民党は、第二・第三議会で、事後承諾案件をめぐり政府を追及した(内川芳美「大津事件の報道統制と緊急勅令」、同著『マス・メディア法政策史研究』所収)。政府を追及する点は、「政府の緊急勅令濫用」「言論自由の侵害」「外交上の範囲の逸脱」で、新聞紙条例に関連づけて議論したものではなかった。

(64) 「新聞検閲の廃止」(『自由新聞』社説、一八九四年九月一四日)、「新聞検閲令の廃止」(『めさまし新聞』論評、一八九四年九月一四日)。

(65) 以下、一八九五年一月一〇日の衆議院第一読会の記述は「第八回帝国議会衆議院議事速記録第四号」に拠る。

(66) 以下、一八九五年一月一七日の衆議院第一読会の記述

は「第八回帝国議会衆議院議事速記録第十号」に拠る。

(67) 以下、一八九五年一月二一日の貴族院第一読会の記述は「第八回帝国議会貴族院速記録第九号」に拠る。衆議院の方では、衆議院の法案が輿論であるということを貴族院に働きかけていた(「新聞紙法案と貴族院」(『自由新聞』社説、一八九五年一月二五日)、「新聞法案」(『自由党党報』第七七号、一八九五年一月二五日、時事))。

(68) 以下、一八九五年一月二八日の貴族院第一読会の記述は「第八回帝国議会貴族院速記録第十三号」に拠る。

(69) 「第八回帝国議会衆議院議事速記録第二十二号」。

(70) 「新聞紙法案協議会の決議」(『東京朝日新聞』雑報、一八九五年二月一〇日)。これは、岡部貴族院議員が議長となり、投票に加わらなかったことも関係している。

(71) 「貴族院」(『東京朝日新聞』議会、一八九五年二月一三日)。

(72) 第九議会に提出された諸法案の特徴として、議員提出の法案が一二八件と非常に多いことが挙げられている。宇野俊一氏は、その理由について、第五・第六議会が相次いで解散となり、初期議会で懸案となった諸法案が第八議会に集中したと指摘する(「民党の転換と日清戦後経営」、『日本議会史録』一(第一法規出版株式会社、一九九〇年)所収、一七四・一七五頁)。

(73) 「宣言」(『自由党党報』第九七号、一八九五年一一月二五日)。

(74) 以下、一八九六年一月一〇日の衆議院第一読会の記述は「第九回帝国議会衆議院議事速記録第四号」に拠る。

(75) 以下、一八九六年一月一七日の衆議院第一読会の記述は「第九回帝国議会衆議院議事速記録第十号」に拠る。

(76) 以下、一八九六年一月二七日の衆議院第一読会の記述は「第九回帝国議会衆議院議事速記録第十三号」に拠る。

(77) 以下、一八九六年三月一〇日の貴族院第一読会の記述は「第九回帝国議会貴族院議事速記録第三十二号」に拠る。

(78) 佐々木隆「『二十六世紀』事件と藩閥」(『新聞学評論』三六、一九八七年)。

(79) 佐々木隆「藩閥政府と言論規制緩和問題—第二次松方内閣と新聞紙条例改正問題」(荒瀬豊ほか編『内川芳美教授還暦記念論集 自由・歴史・メディア』日本評論社、一九八八年)。

(80) 以下、一八九七年一月八日の衆議院第一読会の記述は「第十回帝国議会衆議院議事速記録第二号」に拠る。

(81) 以下、一八九七年二月二六日の衆議院第一読会の記述は「第十回帝国議会衆議院議事速記録第十四号」に拠る。

(82) 『二十六世紀』記事を『日本』が転載した直後の一一月一一日には、政府側ではすでに「不敬罪に相当する」という認識を抱いており、翌一二日には、宮内大臣が不敬罪適用を婉曲に求めるようになっていた(前掲・佐々木論文)。

（83）以下、一八九七年二月二七日の衆議院第一読会の記述は「第十回帝国議会衆議院議事速記録第十五号」に拠る。
（84）以下、一八九七年三月四日の貴族院第一読会の記述は「第十回帝国議会貴族院議事速記録第十四号」に拠る。
（85）以下、一八九七年三月一七日の貴族院第一読会の記述は「第十回帝国議会貴族院議事速記録第二十一号」に拠る。

（宮内庁書陵部主任研究官）